

(様式1別紙1)

地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 岐阜県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び安八町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、岐阜県地方就職学生支援事業における安八町地方就職学生支援金交付要綱に基づき、地方就職学生支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に、地方就職学生支援金の要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合：全額
 - (2) 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に、安八町に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に安八町に住民票がある場合を除く)：全額
 - (3) 就業日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職を辞した場合(ただし、退職日から3か月以内に安八町地方就職学生支援金交付要綱第4条(2)の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く)：全額
 - (4) 安八町への転入日から3年未満に安八町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (5) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
 - (6) 安八町への転入日から3年以上5年以内に安八町以外の市区町村に転出した場合：半額